

平成 20、21 年度  
中期目標の達成状況報告書  
(別添資料)

平成 22 年 6 月  
島根大学

## 目 次

資料Ⅱ-1 既卒者に対する就職支援強化に向けた情報提供の取組み (キャリアセンター・ホームページより) . . . . .	1
資料Ⅱ-2 島根大学博士研究員等派遣研究事業に関する協定書 . . . . .	2

【別添資料Ⅱ-1】

人とともに地域とともに  
国立大学法人  
**島根大学**

本学ホームページ(トップページ)

交通アクセス キャンパスマップ English サイトマップ

学長メッセージ

受験生のみなさま  
企業のみなさま  
地域のみなさま  
卒業生のみなさま  
在学生のみなさま

公開講座  
大学評価  
知的情報データベース  
大学改革への取組(GPなど)

島根大学支援基金  
皆様のあたたかいご支援、ご協力をお願いいたします

島根大学ミュージアム  
キャンパスまるごとミュージアム!

新型インフルエンザ情報

就職サポート情報  
**キャリアセンター**

文部科学省 特別教育研究  
FDの組織化と大学間連携

文部科学省学生支援GP  
新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム  
学生の自主的活動の評価と教育効果の向上

島根大学キャリアセンター

本学ホームページのトップから「キャリアセンター」専用ページにリンクさせた。

既卒者求人情報の最新状況を分かりやすく表示

卒業生のみなさまへ

企業のみなさまへ

Main menu  
キャリアセンターについて  
学生向け就職情報  
就職相談  
就職ガイダンスの  
インターンシップ情報  
卒業生のみなさまへ  
企業のみなさまへ

What's New  
10.5.18 「学内会社説明会(個別)」を更新しました(対象:学部4年生, 大学院2年生)  
10.5.17 就職ガイダンスを更新しました  
10.5.14 「学内会社説明会(個別)」、就職ガイダンス動画配信を更新しました  
10.5.7 就職ガイダンス・専任教員を更新しました

Information  
在学生および卒業・修了予定のみなさまへ就職管理登録のお願い  
在学生のみなさま 学外からの求人検索  
求人情報を閲覧 ユニキャリア 2019・2011  
22年度就職担当者一覧(お問い合わせ先)  
就職ガイダンス動画配信(学内のみ)  
インターンシッププログラム  
島根大学 合同会社説明会

**既卒者求人情報** **既卒者向け求人情報を提供**

お問い合わせやご連絡は、上記の島根大学キャリアセンター連絡先までお願いいたします。

2009年度求人情報へ					
掲載日	業種	勤務地	求人数	業務内容	応募期限
4/22	医療, 福祉	香川県	1名	総務事務員 応募資格: 第二新卒者	<採用時期> 平成22年6月
4/22	教育, 学習支援業	中国・四国・関西・九州・東海地区	10名	個別指導塾の運営管理	無
4/21	情報通信業(グループ企業は, 飲食サービス業)	首都圏, 東海地区, 中部地区, 関西地区	1名	グループ企業のワインレストランスタッフ(この業界に興味のある方希望) 応募資格: 平成22年3月既卒者のみ	無
4/21	医療, 福祉	兵庫県	1名	児童指導員または保育士 応募資格: 児童指導員(学校教諭免許取得もしくは大卒で心理学・教育学・又は社会学を履修)または保育士	<採用時期> 平成22年5・6月

【別添資料Ⅱ-2】 島根大学博士研究員等派遣研究事業に関する協定書(写)

島根大学博士研究員等派遣研究事業に関する協定書

国立大学法人島根大学、島根県商工会議所連合会、島根県中小企業団体中央会及び島根経済同友会（以下、総称して「協定者」といい、個別に「各協定者」という。）は、地域産業の振興に寄与するため、相互が連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）から、博士研究員及び大学院博士後期課程に在学する大学院生（以下「博士研究員等」という。）を、共同研究を前提として島根県内の企業、関係団体等（以下「企業等」という。）へ研究員として派遣することにより、当該企業等に研究協力することともに地域産業の振興に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 協定者は、博士研究員等派遣研究事業を実施するに当たり、次の各号に掲げる連携・協力を行うこととする。

(一) 派遣研究事業の円滑な推進に関すること。

(二) 地域の産業振興、人材育成に関すること。

(三) その他、連携・協力に関すること。

(総則)

第3条 島根大学は、博士研究員等の派遣に当たって、受入れ企業等と個別に協定の二、研究内容、派遣研究期間、費用負担等に関する覚書を交わすこととする。

(有効期間)


第4条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から3年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日ヶ月前までに、各協定者のいずれからも改訂の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)


第5条 本協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目その他必要な事項については、協定者が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を5通作成し、各協定者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。


平成29年3月25日




国立大学法人島根大学  
学 長  
**山本廣基**




島根県商工会議所連合会  
会 頭  
**丸 磐 根**



島根県商工会連合会  
会 長  
**石 雅 善**



島根県中小企業団体中央会  
会 長  
**杉 谷 雅 祥**



島根県経済同友会  
代表幹事  
**宮 脇 和 秀**